

基地交付金及び調整交付金は、国(総務省)が米軍の施設や自衛隊が使用する施設が所在する市町村に対し、財政上の影響等を考慮して、使途が制限されない一般財源として交付する財政補給金です。

(1)基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)

広大な面積を占有している厚木基地の土地や建物には固定資産税が課税されません。国は、このような地方公共団体の損失を補うため、昭和32年(1957年)度から「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」を施行し、国が所有する固定資産のうち、米軍に提供している施設や自衛隊が使用する飛行場等の資産の価格をもとに、施設が所在する市町村に対し、当該市町村の財政状況等も考慮しながら、国の予算の範囲内で交付金を交付しています。これが国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金です。

(2)調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)

基地交付金の対象は国有資産であり米軍所有の資産は対象とならず、また基地に所属する米軍人等については、「地方税の臨時特例」の適用により住民税等が課税されません。米軍基地所在市町村のこうした損失に対し、基地交付金制度だけでは必ずしも十分に手当てされないことから、昭和45年(1970年)、国は「施設等所在市町村調整交付金交付要綱」を定め、米軍資産や米軍人等に係る住民税への影響などを考慮しながら、施設等が所在する市町村に対し、国の予算の範囲内で交付金を交付しています。これが施設等所在市町村調整交付金、いわゆる調整交付金です。

(3)基地交付金等の課題

基地交付金は、固定資産税の代替的性格を有する交付金とされていますが、その額については、固定資産税相当額に見合っておりません。また、航空機の安全な運航のため航空法に基づいて建物の高さが制限されるエリアが、大和市では、市域の約6割にも及ぶことにより、街づくりへの支障や経済的損失が生じていますが、基地交付金等の算定の対象は基地施設の資産に限定されるため、航空機の運用に伴い基地施設外に及ぶ影響は考慮されません。

大和市では、こうした課題について、大和市基地対策協議会や、神奈川県基地関係縣市連絡協議会、全国基地協議会等の要請活動を通じて国に訴えるとともに、制度の見直し等を求めています。